

聖籠町子ども家庭支援体系図（現在）

201

参考資料 A

妊娠期	産褥・新生児期	乳児期	幼児期	学童期	思春期	成年期
-----	---------	-----	-----	-----	-----	-----

【子育て世代包括支援センター】 保健師

- 地区担当保健師による、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援の実施
母子保健事業（妊娠届出、各健診、各学級、あそび教室など）を通じた支援
転入児訪問（0～3歳児）の実施
- 家庭訪問などにより、子どもから成人・高齢者までのすべての世帯状況を把握

- ◎保健師と子どもソーシャルワーカーが密に連携（情報交換、同行訪問等）
- ◎情報の一元化・切れ目のない支援・のりしろ型支援（重なり合う支援）を実施
- ◎何も起こらないときから家族とつながる取り組み

【子ども家庭相談センター】 子ども家庭支援全般に係る業務

- 学区担当制による小中学校・こども園定期訪問／面接、電話、家庭訪問などによる相談業務
- 転入児訪問（こども園児～中学生）の実施
- 保健・医療・福祉・教育のネットワーク構築、関係機関との連携強化

○要支援児童及び要保護児童等への支援業務

- 要保護児童対策地域協議会調整機関（代表者会議、実務者会議、個別支援会議の実施）
- 調査、アセスメント、支援計画の作成等
- 児童相談所や校園、保健師、社協等関係機関と連携し、早期発見・支援を行う

虐待予防の強化

【子ども家庭総合支援拠点】

子どもソーシャルワーカー

- ◎専門職の設置が必須
- ◎専門職の人件費を地方交付税で措置（当町は対象外）
- ◎子育て世代包括支援センターとの連携
- ◎妊娠期からの切れ目のない支援体制を構築
支援の一体性・連続性の確保
- ◎2022年度までに全市町村での設置を目指す